

平成 29 年度愛媛県介護ロボット導入支援事業 実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第 4 条第 1 項の規定により愛媛県（以下「県」という。）が作成した計画において、県が設置した地域医療介護総合確保基金の一部を活用して行う介護ロボット導入支援事業（以下「支援事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援事業の目的)

第 2 条 新たな技術を活用した介護ロボットは市場化されて間もない状況にあるものが多く、また価額が高額であることなどを踏まえ、介護ロボットの使用による介護従事者の負担の軽減と働きやすい職場環境の整備を図り、もって介護従事者の確保に資することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、「介護サービス事業」とは、介護保険法第 8 条第 1 項に規定する居宅サービス（福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）、同条第 14 項に規定する地域密着型サービス、同条第 25 項に規定する施設サービス、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号）第 4 条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定により、なおその効力を有するものとされた法第 8 条第 26 項に規定する介護療養型医療施設、法第 8 条の 2 第 1 項に規定する介護予防サービス（介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）、法第 42 条第 1 項第 2 号に規定する基準該当居宅サービス、同項第 3 号に規定する離島等における相当サービス、法第 54 条第 1 項第 2 号に規定する基準該当介護予防サービス及び同項第 3 号に規定する離島等における相当サービスを行う事業をいう。

2 この要綱において、「介護サービス事業者」とは、介護サービス事業を行う者をいう。

3 この要綱において、「介護従事者」とは、介護サービス事業に従事し要援護者に対する介護を行う者をいう。

4 この要綱において、「介護ロボット」とは、次の（1）から（3）の全ての要件を満たすものをいう。

(1) 目的要件

日常生活支援における、①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り、⑤入浴支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。

(2) 技術的要件

次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。

ア ロボット技術（※）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット

※①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う介護ロボット

イ 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」において採択された介護ロボット

(3) 市場的要件

ア 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

(補助対象者)

第4条 支援事業の補助対象者は、介護サービス事業者の指定又は認可を受けた県内に所在する事業所を運営又は開設する者とする。

(支援事業の実施要領)

第5条 介護ロボットを導入する介護サービス事業者は、介護従事者の負担軽減のための介護ロボット導入計画を作成する。当該計画には、導入後3年間の①達成すべき目標、②導入すべき機器、③期待される効果等を記載し、実際の活用モデルを示すことで他の介護サービス事業者の参考となるべき内容とする。

2 県は、補助対象者からの介護ロボット導入に係る補助金交付申請に基づき、介護ロボット導入に要する費用を補助するものとする。

3 支援事業の補助の対象は、介護従事者の負担の軽減や業務の効率化のために介護サービス事業者が第1項で定める介護ロボット導入計画に基づき介護ロボットを導入する経費とする。

4 導入する介護ロボットの選定にあたっては、次の事項を検討し、介護ロボット導入計画に付記するものとする。

(1) 導入する介護ロボットは、電気用品安全法（PSE）認証、Sマーク、電磁両立性（EMC）試験等製品レベルでの安全性の検証がなされており、利用上の安全性が十分に確保されていること。

(2) 介護ロボットの導入時には、介護従事者の負担が軽減される等機器の有効性、効果的な利用方法、注意事項等をメーカー等が研修するなどの十分なフォローアップ体制がとられていること。

(3) 介護ロボットの導入に際しては、介護サービス利用者等に対して介護ロボットを活用したサービスを提供することについて十分な説明を行い、同意を得た上で実施すること。

5 補助の対象機器は、介護従事者の負担軽減に資する介護ロボットとし、補助率は2分の1以内とし、補助限度額は1機器につき10万円以内とする。

6 複数の分割可能な部分で構成される介護ロボットについては、当該介護ロボットとしての最低限の機能を有するまとまりをもって1機器とする。また、同機種を複数購入する場合も前号の上限額の範囲内で補助を行うものとする。

7 介護サービス事業者が一つの事業所において居宅サービスと介護予防サービス

の指定を両方受けている場合は1事業所とする。

8 購入を原則とするが、リース又はレンタルの場合は1年分のリース又はレンタル料を限度とする。

9 補助金の交付決定を受け、介護ロボットを導入した介護サービス事業者は、介護サービス事業所（要介護者の居宅を訪問して介護サービスを提供する場合は要介護者の居宅を含む。以下同じ。）において、当該介護ロボットを使用することによって得られた業務効率化や職場改善等の効果に関するデータを客観的な評価指標に基づいて記録し、原則として3年間、県へ報告するものとする。

例) 介護時間の短縮、直接・間接負担の軽減効果、介護従事者（利用者）の満足度、日々の活用状況が確認できる日誌等を用いるなど他の介護施設等の参考となるべき内容

（その他）

第6条 県は、補助事業の実施にあたって、相当と認める補助事業者へ補助を行うときには、補助申請及び補助決定の事務に係る手続き等の交付要綱を定めて実施するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月12日から施行する。